

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 7 月 22 日

申請者 氏名又は名称 高田重機建設株式会社
 住所 〒639-1124 大和郡山市馬司町326
 代表者氏名 代表取締役 原田 泰孝
 電話番号 0743-59-1311
 FAX番号 0743-59-2659
 メールアドレス takada-j@poplar.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第10（水道法施行規則第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6 年 7 月 22 日

届出者

氏名又は名称 高田重機建設株式会社
住 所 大和郡山市馬司町326
代表者氏名 代表取締役 原田 泰孝

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	高田重機建設株式会社		
住 所	〒639-1124 大和郡山市馬司町326		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 原田 泰孝		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
(2) 代表者の氏名	代表取締役 原田 恵津子	代表取締役 原田 泰孝	
(3) 役員の氏名	取締役 原田 芳	取締役 樋木 義昌 取締役 中野 哲夫	

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6年 7月 22日

申請者

氏名又は名称 高田重機建設株式会社

住 所 大和郡山市馬司町326

代表者 氏名 代表取締役 原田 泰孝

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県大和郡山市馬司町326番地
高田重機建設株式会社

会社法人等番号	1500-01-005789		
商 号	高田重機建設株式会社		
本 店	奈良県大和郡山市馬司町326番地		
公告をする方法	官報に掲載してする		
会社成立の年月日	昭和60年2月20日		
目的	1. 土木工事の請負 2. 建設資材の販売 3. 建設資材の賃貸 4. 不動産の売買、賃貸、仲介 5. 貨物自動車運送業 6. 損害保険並びに強制賠償保険の代理業務 7. 建築工事の請負 8. 前各号に関連付帯する一切の業務		
発行可能株式総数	1300株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株	平成26年 2月 1日変更 ----- 平成26年 2月 13日登記	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記		
資本金の額	金4000万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない		
役員に関する事項	取締役 原田恵津子	平成29年 8月28日重任 ----- 平成29年 9月11日登記	
	取締役 原田泰孝	平成29年 8月28日重任 ----- 平成29年 9月11日登記	

奈良県大和郡山市馬司町326番地
高田重機建設株式会社

	取締役 原田 麻季 恵	平成29年 8月28日重任 平成29年 9月11日登記
	取締役 橋木 義昌	平成30年11月30日就任 平成30年12月 5日登記
	取締役 中野 哲夫	令和 3年 2月16日就任 令和 3年 3月 8日登記
	奈良市古市町1552番地の1 <u>代表取締役 原田 恵津子</u>	平成29年 8月28日重任 平成29年 9月11日登記 令和 4年 8月20日辞任 令和 4年 8月29日登記
	奈良県大和郡山市額田部北町625番地1 <u>代表取締役 原田 泰孝</u>	令和 4年 8月20日就任 令和 4年 8月29日登記
	監査役 藤田 満智子	平成29年 8月28日重任 平成29年 9月11日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成29年 9月11日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成17年 8月16日移記	



奈良県大和郡山市馬司町326番地
高田重機建設株式会社

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和6年5月10日

奈良地方法務局

登記官

岡 本 基 治



高田重機建設株式会社 定款

平成19年8月30日変更

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、高田重機建設株式会社 と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1、土木工事の請負
- 2、建築資材の販売
- 3、建設資材の賃貸
- 4、不動産の売買、賃貸、仲介
- 5、貨物自動車運送業
- 6、損害保険並びに強制賠償保険の代理業務
- 7、建築工事の請負
- 8、前各号に関連付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 奈良県大和郡山市 に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は 1300 株とする。

(株券の種類)

第6条 当会社の株券は、1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(名義書換)

第8条 当会社の株式につき名義書換を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければ

ならない。

- 1、譲渡による株券の取得の場合には、株券
- 2、譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

(質権の登録および信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- 2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- 2 前項の外、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株式の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。



(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、監査役、代表取締役および取締役会

(取締役および監査役の員数)

第17条 当会社の取締役は3名以上5名以内とし、監査役は2名以内とする。

(取締役および監査役の選任)

第18条 当会社の取締役および監査役は、株主総会において発行済株式の総数の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票にならないものとする。

(取締役および監査役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後10年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で就任した取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

3 監査役の任期は、選任後10年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

4 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(取締役会の招集及び議長)

第20条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。

社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が代わる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を、選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第21条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬)

第23条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第25条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

利益配当金がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

平成19年9月5日

上記は、高田重機建設 株式会社 の現在の定款に相違ない。

代表取締役 原田 恵津子



この定款の写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和 6年 7月 22日

奈良県大和郡山市馬司町 326

高田重機建設株式会社
代表取締役 原田 泰孝

